

保険料例 保険金額500万円の場合

払済年齢	払込方法	男性				女性			
		契約年齢(被保険者)				契約年齢(被保険者)			
		20歳	30歳	40歳	50歳	20歳	30歳	40歳	50歳
55歳	年払	101,510円	149,055円	262,375円	—	95,600円	140,510円	244,940円	—
	口座振替月払	8,850円	12,995円	22,875円	—	8,335円	12,250円	21,355円	—
60歳	年払	93,765円	131,675円	209,960円	435,055円	87,975円	123,360円	194,245円	399,785円
	口座振替月払	8,175円	11,480円	18,305円	37,930円	7,670円	10,755円	16,935円	34,855円
65歳	年払	88,260円	120,265円	180,595円	315,595円	82,355円	111,835円	165,110円	284,685円
	口座振替月払	7,695円	10,485円	15,745円	27,515円	7,180円	9,750円	14,395円	24,820円
70歳	年払	84,590円	112,920円	163,275円	260,715円	78,340円	103,920円	147,105円	230,090円
	口座振替月払	7,375円	9,845円	14,235円	22,730円	6,830円	9,060円	12,825円	20,060円
75歳	年払	82,185円	108,335円	153,125円	232,785円	75,585円	98,640円	135,745円	200,555円
	口座振替月払	7,165円	9,445円	13,350円	20,295円	6,590円	8,600円	11,835円	17,485円
80歳	年払	80,865円	105,810円	147,735円	218,905円	73,750円	95,260円	128,865円	184,035円
	口座振替月払	7,050円	9,225円	12,880円	19,085円	6,430円	8,305円	11,235円	16,045円
85歳	年払	80,290円	104,720円	145,380円	213,115円	72,775円	93,365円	125,080円	175,490円
	口座振替月払	7,000円	9,130円	12,675円	18,580円	6,345円	8,140円	10,905円	15,300円

ご契約に際しての留意事項

■解約返戻金について

- この保険は低解約返戻金特則付ですので、保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金は、この保険を低解約返戻金特則付としなかった場合の解約返戻金額の70%に抑えています。この割合(70%)を低解約返戻金割合といいます。なお、保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金特則付としなかった場合の解約返戻金額と同額になります。
- 低解約返戻金割合は、契約者貸付および保険料の自動振替貸付にご利用できる金額や延長定期保険または払済保険への変更の際に用いる金額等にも適用されます。
- 低解約返戻金特則を解約することはできません。

こんなときでも、こんな方法が…

- 一時的に保険料のご都合がつかないとき*…………… 保険料の自動振替貸付制度をご利用になれます。
- 保険料のお払込みをやめて、ご契約を続けたいとき*… ①延長定期保険
②払済保険 のいずれかの保険に変更することができます。
- 保険料のご負担を軽くしたいとき…………… 当社の定めるところにより、保険金額を減額してご契約を続けることができます。

*ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、お取り扱いできない場合もあります。

ご契約の際には「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

- 「契約概要」は、ご契約のお申込みを検討いただく際に保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みの際に、特にご注意ください事項を記載したものです。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例／◆契約申込の撤回等(クーリング・オフ)について ◆健康状態・職業などの告知義務について ◆保険金・給付金などを支払わない場合または保険料のお払込みを免除できない場合について ◆解約と解約返戻金について ◆生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている**疾病・医療保険**です。「保険種類のご案内」は当社のライフプラン・コンサルタントが所持しております。また最寄りの支部にもございますのでご覧ください。

- パンフレットに記載しております様々なお取り扱いについては、実際にお取り扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取り扱いとなります。
- 当社のライフプラン・コンサルタントは、お客さまと当社の保険契約締結の媒介をする者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって生命保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

低解約返戻金特則付
特定疾病保障終身保険
(無配当)



ジブラルタ生命保険株式会社
 本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10
 ☎ 0120-37-2269
※携帯電話、PHSからもご利用いただけます。

ジブラルタ生命のホームページ <http://www.gib-life.co.jp>
 日本におけるプルデンシャル・ファイナンシャルのホームページ <http://www.prudential.jp>

ジブラルタ生命はベルマーク運動に協賛しています

あなたのライフプラン・コンサルタント

ジブラルタ生命の 低解約返戻金特則付 特定疾病保障終身保険 (無配当)

※なお、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)
になられたときに、
保険金をお受取りになれる保険です。

POINT 1 つぎのいずれかに該当された場合、
特定疾病保険金をお受取りになれます。

がん*1	初めてがん(悪性新生物)にかかったと医師によって診断確定されたとき(ただし、責任開始日からその日を含めて90日目日の翌日以後にかかったがんが対象になります。)
急性心筋梗塞*2	急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中*2	脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

今や、三大疾病は早期発見、早期治療で克服できる病気といわれています。お受取りいただける特定疾病保険金で、治療費やリハビリ費、ご家族の生活費などの経済的負担を軽減することができます。

*1 責任開始日からその日を含めて90日目日の翌日より前に、がんにかかったと一度でも診断確定されていた場合には、がんを原因として支払われる特定疾病保険金は保険期間を通じて支払われません。

*2 責任開始日以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞または脳卒中が対象になります。

POINT 2 死亡や高度障害も保障します。

死亡、または高度障害状態になられたときは、原因が三大疾病でなくても、死亡保険金または高度障害保険金をお受取りになれます。

※特定疾病保険金、死亡保険金、高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅し以後の保障はなくなります。

POINT 3 一生涯を保障します。

一生涯にわたって、特定疾病・死亡・高度障害に対する保障を得られます。

POINT 4 低解約返戻金特則付なので、保険料が割安です。

この保険は低解約返戻金特則付です。保険料払込期間中の解約返戻金を、低解約返戻金特則付としなかった場合の70%とすることにより、低廉な保険料水準を実現しております。

ご契約例

契約年齢(被保険者)

30歳(男性)

特定疾病保険金
死亡・高度障害保険金

500万円

保険期間

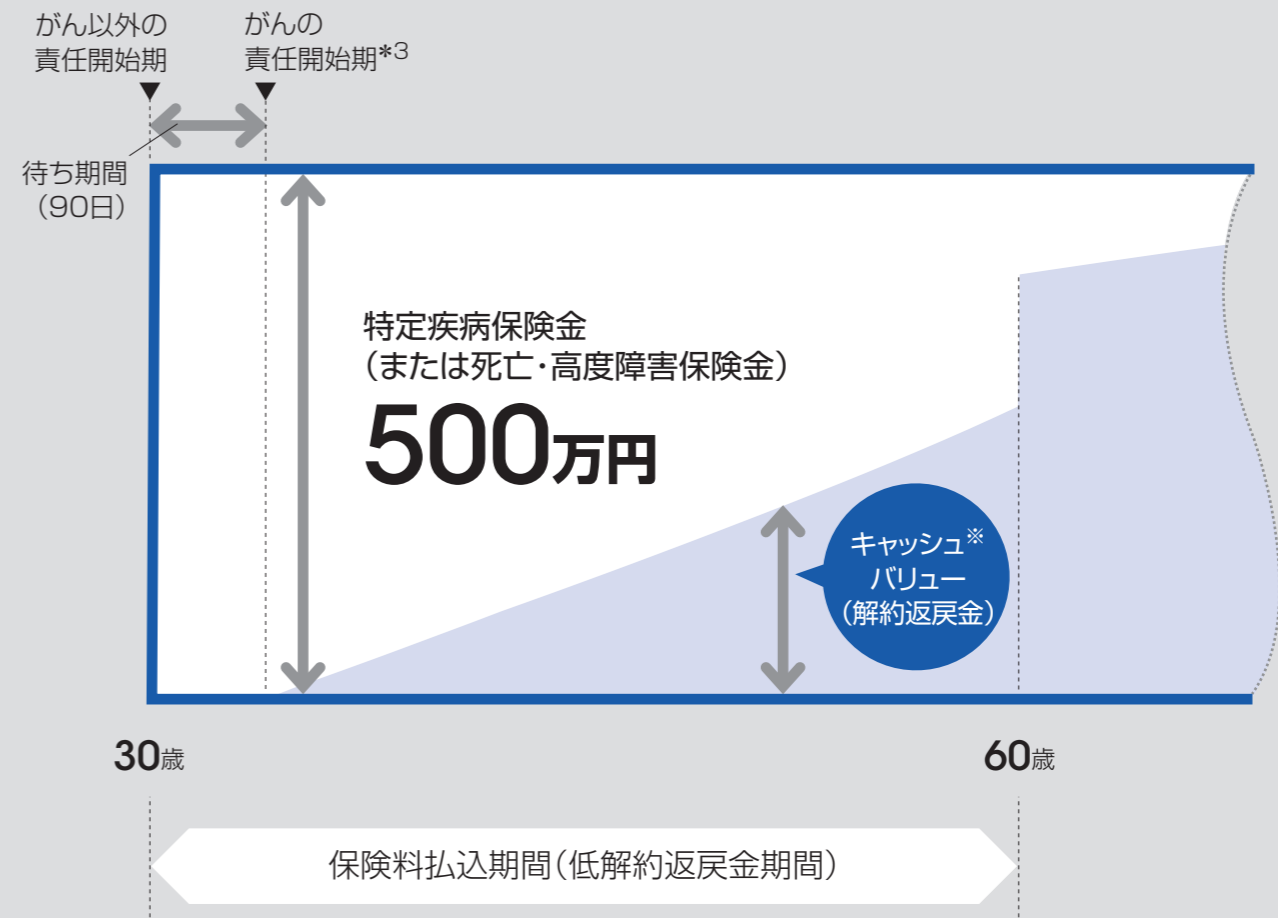
終身

保険料払込期間

60歳払済

月払保険料
(口座振替扱)

11,480円



保障は生涯続きます。

*3 がんについては責任開始の日から、その日を含めて90日目日の翌日から保障となります。

※低解約返戻金特則付のため保険料払込期間中の解約返戻金額は、低解約返戻金特則付としなかった場合の70%となっています。

お受取りの対象となる疾病

がん(悪性新生物)	「上皮内がん」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外です。
急性心筋梗塞	虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症等は除く)
脳卒中	脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭窄

対象となる疾病について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。